

## 第1章 計画の策定にあたって

---

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

わが国の総人口は平成21年をピークに14年連続で減少し続けています（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日現在）」）。高齢者人口（65歳以上）は、平成27年以降、年少人口（0～14歳）の2倍以上で推移し、令和5年で約3,600万人（高齢化率 28.6%）となり、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えています。

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における推計結果（出生中位・死亡中位仮定）では、65歳以上の高齢者数は、すべての「団塊の世代」（1947年～49年生まれ）が75歳以上となる令和7（2025）年に3,653万人へ達した後、令和25年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じるとされています。

そのピーク時には、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者の増加が見込まれると同時に、現役世代（担い手である生産年齢人口）の急減が顕著となり、高齢者を支える人材の不足が大きな課題として表れてくると考えられています。

本町でも、高齢化は進展しており、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し続け、令和7（2025）年には高齢化率が30.1%、75歳以上の高齢者の割合も16.3%に増加することが見込まれます。そのため、今後は、支えを必要とする高齢者やその家族が増加するとともに、高齢者を支える人材は減少すると考えられます。

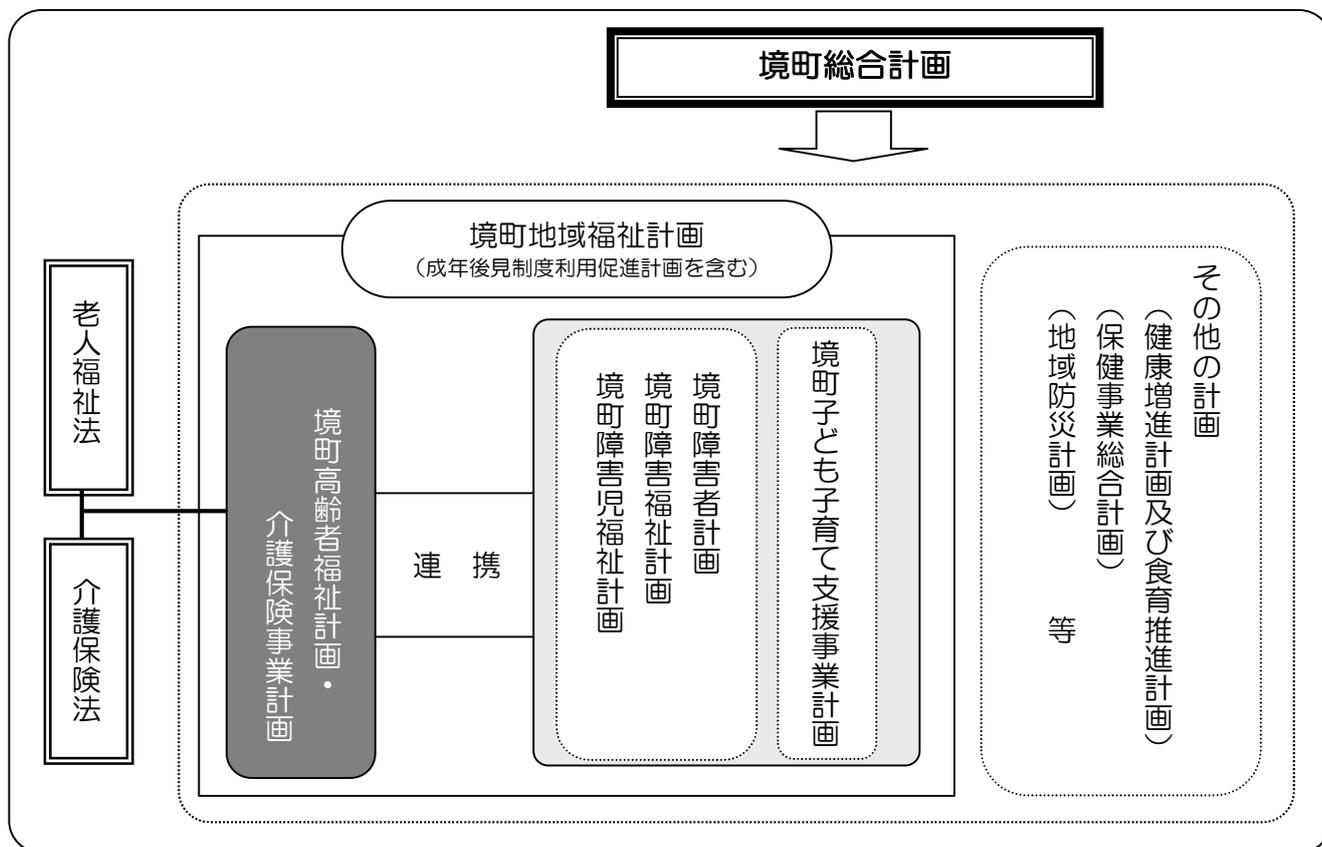
これらの備えとして、本町では、国の制度改正に応じながら、令和7（2025）年を見据え、「境町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」（平成27年3月策定）以降、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じた医療・介護・予防・住まい及び生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の段階的な構築に取り組むとともに、介護保険制度の安定的な運用に努めてきました。

今後も、人口・世帯構成や地域社会の変化があっても、各地域の実情に応じて、「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていくことを目指す方向性に変わりはありません。

本計画は、これまでの取組みを引き継ぎながら、令和22（2040）年やその先の長期的な見通しを十分に踏まえたうえで、本町における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組みを総合的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的に策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ・他計画との関係

境町高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、境町総合計画の高齢者福祉部門を具現化した計画で、他の保健・福祉計画と連携及び整合しているものです。



## 第3節 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を、本町における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成しています。

高齢者福祉計画は、老人福祉法に基づき、老人福祉計画として位置づけるもので、高齢者福祉施策等を定めるものです。

介護保険事業計画は、超高齢社会に対応した施策に関する目標、介護保険サービス基盤整備及び第1号被保険者の保険料の基礎となる計画です。

## 第4節 介護保険制度の改正の要点

### 1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築

令和5年5月に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が成立しました。

この法律は、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般に関係するものであり、介護保険関係では「医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化」等に関する改正が盛り込まれています。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項
<u>I. 介護情報基盤の整備</u> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施</li></ul>
<u>II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化</u> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備</li></ul>
<u>III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務</u> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進</li></ul>
<u>IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化</u> <ul style="list-style-type: none"><li>○ サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める</li></ul>
<u>V. 地域包括支援センターの体制整備等</u> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備</li></ul>

資料：厚生労働省会議資料より抜粋

## 2 基本指針（大臣告示）のポイント（案）と記載を充実する事項（案）

令和5年7月に開催された第107回社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）と記載を充実する事項（案）が示されました。

### 第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

#### 基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

#### 見直しのポイント（案）

##### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

## ② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み

### ① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

### ③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

## 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

## 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性

ほか

## 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組

ほか

## 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

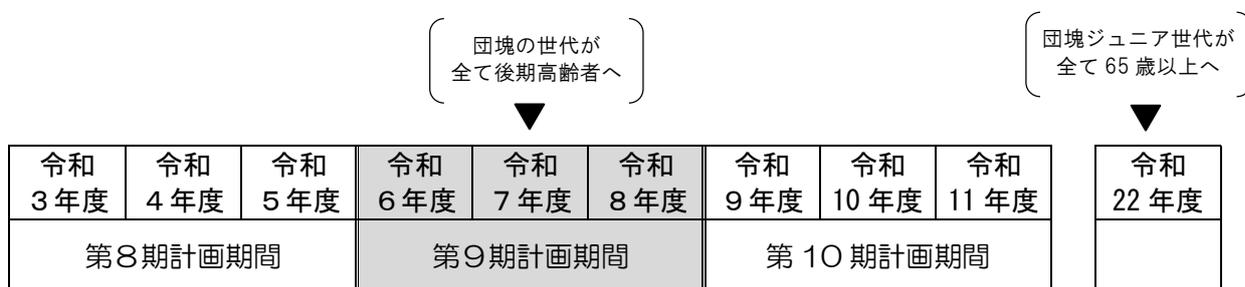
- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進

ほか

## 第5節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

また、「団塊ジュニア世代」（1971年～74年生まれ）が65歳以上になる令和22（2040）年度やその先を見据え、中長期的な視点で計画を策定します。



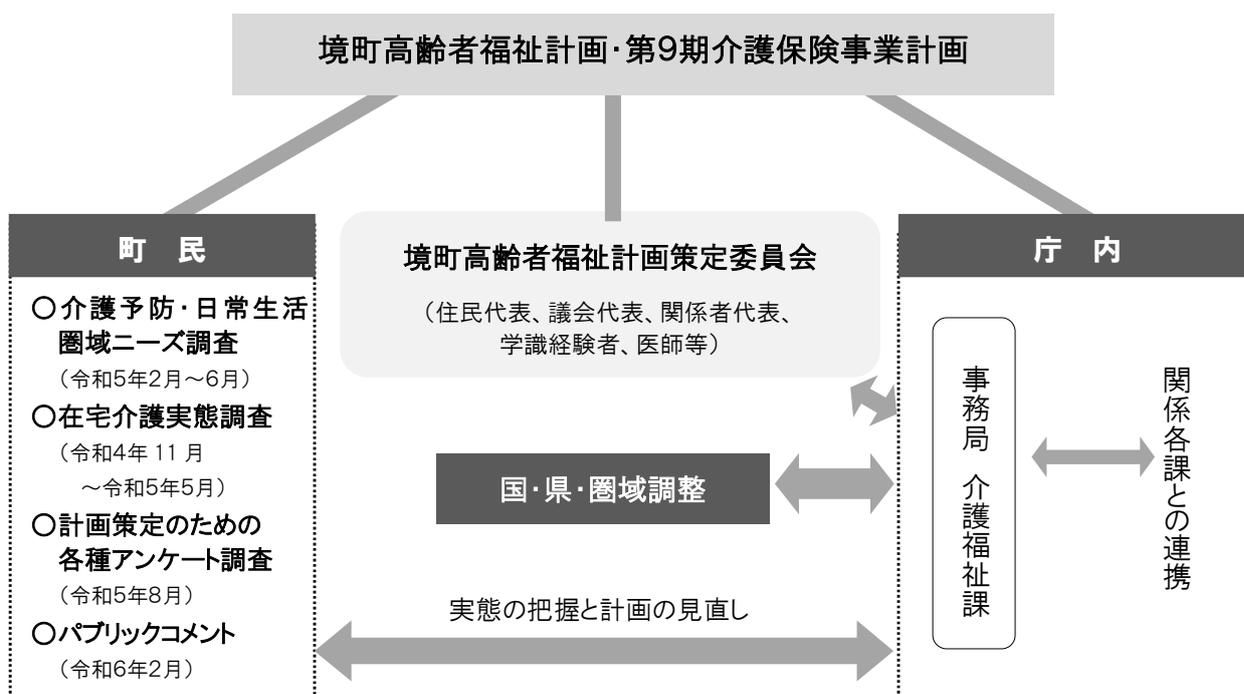
## 第6節 計画策定の体制

### 1 境町高齢者福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、境町高齢者福祉計画策定委員会を設置し、協議・検討を行いました。

委員の構成については、住民代表、議会代表、関係者代表、学識経験者、医師等からの幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

#### ■ 計画策定の体制図



## 2 アンケート調査・パブリックコメントの実施

### (1) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、その事前調査として、町内の高齢者の生活実態や地域の課題等を的確に把握・分析し、本計画において、高齢者のニーズに沿った高齢者福祉施策の推進並びに介護サービスの導入を図ることを目的に、アンケート調査を実施しました（詳細は24ページ以降参照）。

### (2) パブリックコメントの実施

境町では、本計画を策定するにあたり、施策の趣旨、目的、内容等を広く公表し、町民等からの意見及び情報の提供を受け、これらに対する町の考え方等を公表することを目的に、パブリックコメント制度を導入しています。

本素案をパブリックコメントの手続きにより、下記のとおり実施しました。

- 受付期間 令和6年2月9日～令和6年2月21日
- 受付方法 インターネット、郵送、FAX、書面受付
- 受付件数 0件